

JEMAI環境ラベルプログラム  
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

カーボンフットプリントシステム認証  
審査員の力量に関する要求事項

制定：平成27年9月18日

文書管理番号：CC-20-01

一般社団法人産業環境管理協会

## 目次

## まえがき

## 0.1 序文

## 0.2 適用範囲

## 0.3 引用規格

## 1. システム認証審査員の資格基準

## 1.1 システム認証審査員の定義

## 1.2 システム審査員及び主任システム審査員の資格基準

## 2. システム認証審査員の登録

## 2.1 システム認証審査員の資格

## 2.2 システム認証審査員の資格の維持、更新

## 3. 資格の失効

## 4. 資格の停止及び取消し

## 付属書 A

## A1. 一般

## 1.1 一般要求事項

## 1.2 システム認証審査員の種類

## A2. 知識及び技能

## A2.1 マネジメントシステムに関する共通の知識及び技能

## A2.2 製品及びサービスに関する知識・技能、環境科学及び環境技術に関する知識・技能、運用の技術的側面・環境側面

## A2.3 CFP 検証に必要な特有の知識・技能

## A3. 教育、業務経験、審査員訓練及び審査経験

## A3.1 全般

## A3.2 教育、業務経験、審査員訓練及び審査経験のレベル

## A4. 個人的特質

## A5. 力量の維持及び向上

## A5.1 専門能力の継続的開発

## A5.2 審査能力の維持

## 付属書 B 試験について

## 付属書 C 研修について

## 付属書 D 用語及び定義

まえがき

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下「CFP プログラム」という。）において、CFP システム認証に関する要求事項に基づいて構築されたシステムに対して、システム認証審査を行う個人又はチームに対する要求事項である。

本文書中の要求事項は、CFP プログラムの取組を通じて、適時かつ適切に見直されるものである。

0.1 序文

CFP プログラムの普及に際して、消費者に対し公開される数値や表示の信頼性、透明性の確保が必須である。また、組織が、信頼性・透明性を維持しつつ CFP の算定・検証・表示するにあたり、検証にかかる負担を軽減する工夫も重要である。

CFP プログラムでは組織が算定した製品毎に外部の検証を行う「個品別検証方式」と組織内部に CFP の算定・検証・公開のプロセスを取り入れたシステムを審査し、プロセスを認証することで外部検証のプロセスを取り除いた「システム認証方式」の 2 つの方式を採用している。

この要求事項は 2 つの方式の内、システム認証方式において、構築されたシステムの審査を行う要員に対する要求を示した文書である。

CFP プログラムにおける検証・認証方式の体制及び流れについて図 1 に示す。

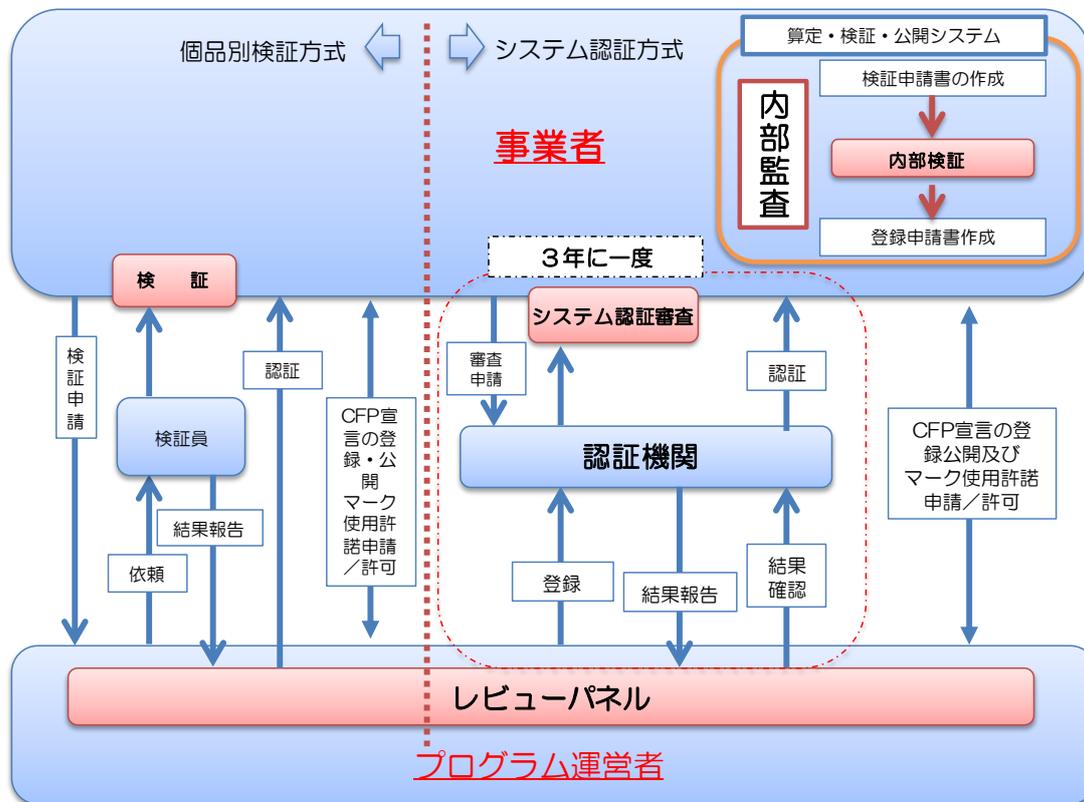


図 1 検証・認証方式の体制及び流れ

## 0.2 適用範囲

本要求事項は、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム（以下、CFPプログラム）における CFP-PCR が存在する範囲において、CFP プログラムに参加するあらゆる組織に対してシステム認証審査を行える要員に適用される。

本要求事項は、法令に基づく規格又は基準を定めるものではない。

## 0.3 引用規格

次に掲げる文書は、本要求事項に引用されることによって、本要求事項の一部を構成する。

- a) 基本文書
- b) CFP 算定・宣言規程
- c) CFP 宣言登録・公開規程
- d) CFP 認証機関登録・評価規程
- e) CFP 検証規程
- f) CFP システム認証規程
- g) CFP システム審査結果報告書様式
- h) 指摘事項と対応（審査評定）
- i) 倫理・機密事項取扱規程
- j) 異議・苦情・紛争処理規程
- k) CFP システム認証機関登録・評価規程
- l) JIS Q 17021:2011 適合性評価 - マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
- m) JIS Q 14065 温室効果ガス - 認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項

## 1. CFP システム認証審査員の資格基準

この資格基準は、CFP システム認証審査を有効、かつ均一に行うための CFP システム認証審査員が満たすべき基準について規定する。なおこの基準は、付属書に基づく考え方より作成された基準である。

### 1.1 CFP システム認証審査員の定義

CFP システム認証審査員の種類は、システム審査員及び主任システム審査員とし、CFP システム認証審査員の定義は、以下の通りとする。

#### 1.1.1 システム審査員

- a) 1.2.1 項に定める資格基準を満たすと協会が認め、登録した者。
- b) システム審査員は、協会が認めた主任システム審査員の指揮指導のもとに審査を行うことができる。

#### 1.1.2 主任システム審査員

- a) 1.2.2 項に定める資格基準を満たしたことで、審査チームリーダーとして審査を統括する力量があると協会が認め、登録した者。

## 1.2 システム審査員及び主任システム審査員の資格基準

### 1.2.1 システム審査員

システム審査員は、次の a)～f)に示す条件をすべて満たすこと。

- a) 学校教育法に定める高等学校卒業以上の学歴を有すること。また、次の者は相当以上の学歴を有する者とする。
  - ① 高等専門学校卒業者、文部科学大臣の指定を受けた 3 年制以上の高等課程専修学校修了者、文部科学省令に基づく高等学校卒業程度認定試験合格者、海外の中等教育以上の修了者
  - ② 高等学校以上に相当する組織内教育施設の修了者
- b) 技術的、管理的又は専門的立場での業務経験を 5 年以上有すること。
- c) 協会が主催するシステム認証審査員向けの研修会を合格修了していること。
- d) 業務上の関係が 1 年以上ある所属組織の責任者等から、付属書の A4 項に示す個人的特質を有する者として推薦されること。
- e) 協会が実施する要員向けの試験に合格していること。(試験については付属書 A を参照のこと。)ただし、日本 LCA 学会と協会が共催で実施している LCA エキスパート検定試験に合格していることで代えることができる。
- f) c)および e)の両方を満たした時点から 1 年以内であること。

### 1.2.2 主任システム審査員

主任システム審査員は、1.2.1 項のシステム審査員の資格を有しており、次に挙げる条件を全て

満たすこと。

- a) 過去3年以内に、最低でも1回以上は、個品別の検証経験を有する、もしくはシステム認証審査における個品別検証の経験を有していること。もしくは、協会が主催するシステム認証審査員向けの研修で、検証を単独で実施する力量があると認められ、合格修了していること。
- b) 過去3年以内に、最低でも1回以上のISO9001、ISO14001等のマネジメントシステムに関する、又はCFPシステム認証審査の審査経験を有すること。
- c) 同じ審査チームとして審査を実施した主任システム審査員、もしくはすでに行ったことがある審査の被審査組織の担当者、又はマネジメントシステム認証機関の責任者から、審査チームリーダーとして審査できる者として推薦されること。

## 2. システム認証審査員の登録、維持・更新

### 2.1 システム認証審査員の登録

#### 2.1.1 システム審査員

1.2.1項を満たすことにより、システム審査員に登録することができる。システム審査員は1年ごとに登録の維持手続きを行い、3年ごとに登録の更新手続きを行わなければならない。

#### 2.1.2 主任システム審査員

1.2.2項を満たすことにより、主任システム審査員に登録することができる。主任システム審査員は1年ごとに登録の維持手続きを行い、3年ごとに登録の更新手続きを行わなければならない。

### 2.2 システム認証審査員の登録の維持、更新

#### 2.2.1 システム認証審査員の登録の維持

システム審査員及び主任システム審査員は、1年ごとに維持手続きを行う際、被審査組織から異議申立て又は苦情を受けた場合、その内容の記録を提出しなければならない。

#### 2.2.2 システム審査員の登録の更新

システム審査員は3年ごとに登録の更新を行う際、被審査組織から異議申立て又は苦情を受けた場合、その内容の記録を提出しなければならない。また、登録を更新する際、協会が主催するシステム認証審査員向けの研修に参加していることが望ましい。

#### 2.2.3 主任システム審査員の登録の更新

主任システム審査員は、3年ごとに登録の更新を行う際、初回登録あるいは更新から次回更新申請までの間に、以下のa)、b)、c)のいずれかを満たさなければならない。

- a) CFPシステムに関する審査について最低2回の実施経験を有すること。
- b) 1回以上、個品別の検証経験を有する、もしくはシステム認証審査における個品別の検証経験を有していること。および1回以上のISO9001、ISO14001等のマネジメントシステムに関する審査経験を有する、もしくはそれと同等の経験を証明できること。
- c) 協会が主催するシステム認証審査員向けの研修で、検証を単独で実施する力量があると認め

られ、合格修了していること。

また、被審査組織から異議申立て又は苦情を受けた場合、その内容の記録を提出しなければならない。

### **3 資格の失効**

主任システム審査員は、3年ごとの更新の際、2.2.3の要求を満たすことができなかった場合、システム審査員へ降格するものとする。

### **4 資格の停止及び取消し**

協会は、システム認証審査の遂行において適切さに欠けたり、CFPプログラムの倫理・機密事項取扱規程に反したシステム認証審査員については、登録を停止又は取消することができる。また、協会は、システム認証審査員が不正にその資格を取得したことが判明した時は、その登録を停止又は取消することができる。

**附則**

本文書は平成27年9月18日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成27年9月18日	- 4,5-6	制定 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧CFPシステム認証審査員の力量に関する要求事項（C-19-03）を改訂の上、新規文書管理番号（CC-20-01）で制定。 主任システム審査員の登録及び更新の要件を変更。

## 付属書 A

### A1. 一般

#### A1.1 一般要求事項

システム認証におけるシステム認証審査プロセスに対する信用および信頼は、システム認証審査を行う人の力量に依存する。この力量は、次の実証に基づいている。

- A3. に示す教育、業務経験、審査員訓練および審査経験によって得られた、A2. に示す知識及び技能
- A4. に示す個人的特質

システム認証審査員は、継続的な専門能力の開発およびシステム認証審査への定期的な参加によって、自らの力量を開発し、維持しおよび向上させる（A5. 参照）。

#### A1.2 システム認証審査員の種類

システム認証審査員の種類は、次の2つとする。

- ・システム審査員
- ・主任システム審査員

### A2. 知識および技能

#### A2.1 マネジメントシステムに関する共通の知識及び技能

システム認証審査員は以下に示す領域の知識及び技能を有さなければならない。

- a) ビジネスマネジメントの実務に関する知識
- b) 審査・監査の原則、実務及び技術に関する知識
- c) 特定のマネジメントシステム規格/基準文書に関する知識
- d) 認証プロセスに関する知識
- e) 依頼者の事業分野に関する知識
- f) 依頼者の製品、プロセス及び組織に関する知識
- g) 依頼者組織内における全ての階層に対する適切な言語技能
- h) メモを取り、報告書を作成する技能
- i) プレゼンテーションの技能
- j) 面談の技能
- k) 審査のマネジメントの技能

#### A2.2 製品及びサービスに関する知識・技能、環境科学及び環境技術に関する知識・技能、運用の技術的側面・環境側面

システム認証審査員は以下に示す領域の知識及び技能を有することが望ましい。

- a) 品質マネジメントツール及びその適用に関する知識・技能  
 ー品質用語、品質マネジメントの原則及びその適用

- b) プロセス及びサービスを含む製品に関する知識・技能
  - －業界特有の用語、製品の技術的特性、業界特有のプロセス及び慣習
- c) 環境マネジメントの方法及びその適用
  - －環境用語、環境マネジメントの原則及びその適用
- d) 環境科学及び環境技術に関する知識・技能
  - －環境に対する人間の活動の影響、生態系の相互作用、環境媒体、天然資源の管理、環境保全の一般的方法
- e) 運用の技術的側面及び環境側面
  - －業界特有の用語、環境側面及び環境影響、運用プロセス・製品の重要な特性、監視及び測定の方法、汚染の予防技術

### A2.3 CFP 検証に必要な特有の知識・技能

システム認証審査員は以下に示す領域の知識及び技能を有さなければならない。

- a) LCA/CFP の知識
  - ・ CFP のルールに関する知識
    - －基本文書や CFP-PCR、各種規程等の知識
  - ・ LCA 及び LCA の作業方法に関する専門知識（LCA 全般の知識）
    - －配分方法など
  - ・ GHG 排出量の算定方法に関する知識
    - －GHG 排出源に関する知識
    - －サイトや輸送に関する GHG 排出量の算定方法の知識
  - ・ 環境ラベルに関する知識
    - －ISO14025 や ISO14020 に関する知識など
- b) CFP 検証行為の技能
  - ・ CFP 検証判断基準および CFP 検証手順に沿った検証が実施できる能力
  - ・ コミュニケーション能力
  - ・ 報告書の作成・報告能力
  - ・ レビュー時に指摘された事項に適切に対応する能力
  - ・ エキスパートジャッジを行える能力

## A3. 教育、業務経験、審査員訓練および審査経験

### A3.1 全般

システム認証審査員は、次の教育、業務経験、審査員訓練および審査経験を備えていることが望ましい。

- a) A2. に示す知識および技能を身に付けるのに十分な教育を修了していること。
- b) A2.1 および A2.2、A2.3 に示す知識および技能の開発に寄与する業務経験があること。この業務経験は、判断、問題解決、並びに他の管理者または専門家、同僚、顧客かつ・またはその他の利害関係者との意思疎通を含む、技術的、管理的または専門的立場での経験であるこ

とが望ましい。

- c) A2.1 および A2.2 に示す知識および技能の開発に寄与する審査員訓練を終了していること。  
この訓練は、本人の所属する組織または外部の組織のいずれかが提供しても良い。
- d) A2.3 に示す知識および技能の開発に寄与する訓練を終了していること。
- e) カーボンフットプリントコミュニケーションにおける個別検証経験を有すること。
- f) カーボンフットプリントコミュニケーションにおける審査経験があること。この経験は同じ分野の審査チームリーダーとしての力量があるシステム認証審査員の指揮および指導の下であることが望ましい。

### A3.2 教育、業務経験、審査員訓練および審査経験のレベル

システム審査員及び主任システム審査員は、教育、業務経験、審査員訓練および審査経験のレベルについて、以下の基準を満たしていなければならない。

表 1. 審査業務を行う審査員の教育、業務経験、審査員訓練および審査経験のレベル

パラメータ	システム審査員	主任システム審査員
教育	学校教育法に定める高等学校卒業以上 またはそれと同等の学歴を有すること	
業務経験	技術的、管理的又は専門的立場での業務経験	
知識及び技能	A2.1 項及び A2.3 項の知識及び技能	
LCA に関連する 業務経験	—	CFP に関する検証実務
品質又は環境マ ネジメント分野 の業務経験	—	ISO9001、ISO14001 等のマネジ メントシステムの審査経験、もしく は CFP システム認証審査経験
要員訓練	CFP/LCA 検証に関する研修	CFP 検証に関する研修 ＋ マネジメントシステムに関する 研修

### A4. 個人的特質

システム認証審査員は CFP システム認証機関の力量に関する要求事項の A1. に示す審査の原則に従って行動できるような個人的特質を備えていることが望ましい。

システム認証審査員は次のようであることが望ましい。

- a) 倫理的である。すなわち、公正である、信用できる、誠実である、正直である、そして分別がある。
- b) 心が広い。すなわち、別の考え方又は視点を進んで考慮する。
- c) 外交的である。すなわち、目的を達成するように人と上手に接する。

- d) 協力的である。すなわち、他人と効果的なやり取りをする。
- e) 観察力がある。すなわち、物理的な周囲の状況及び活動を積極的に意識する。
- f) 知覚が鋭い。すなわち、状況を直観的に認識し、理解できる。
- g) 対応性がある。すなわち、異なる状況に容易に合わせる。
- h) 粘り強い。すなわち、根気があり、目的の達成に集中する。
- i) 決断力がある。すなわち、論理的な理由付け及び分析に基づいて、時宜を得た結論に到達する。
- j) 自立的である。すなわち、独立して行動し、役割を果たす。
- k) 職業人である。すなわち、仕事場において礼儀正しく、誠実で、総じて職務に適応した態度を示している。
- l) 精神的に強い。すなわち、行動が、ときには受け入れられず、意見の相違又は対立を招くことがあっても、進んで責任をもち、倫理的に行動する。
- m) 計画的である。すなわち、効果的な時間管理、優先順位付け、計画策定及び効率性を示す。

## **A5. 力量の維持および向上**

### **A5.1 専門能力の継続的開発**

専門能力の継続的開発は、知識、技能および個人的特質の維持および向上に関係する。これは、追加の業務経験、訓練、個人学習、指導、会合、セミナーおよび会議への参加、またはその他関連する諸活動といった、いろいろな手段で達成できる。システム認証審査員は専門能力の継続的開発を実証することが望ましい。

### **A5.2 審査能力の維持**

システム認証審査員は、GFP システムの審査に定期的に参加することによって、審査能力を維持し、実証することが望ましい。

## 付属書 B: 試験について

### (試験概要)

LCA 手法を実行できる能力を有しているか否かを確認することを目的とし、LCA の基本概念、手法の枠組、基本規則・手順等の基本的知識の確認に止まらず、LCI データの作成、修正、算出等の実務に対応可能な実際的な計算能力を測る内容とする。

LCA 試験の問題形式、一回当たりの出題数、問題の構成および試験時間は、以下のとおりとする。

- ① 問題形式 : 計算問題を含む記述式筆記試験とする。
- ② 問題数・構成 : 1 回当たり記述式問題 10 問および計算問題 2 問の計 12 問の出題とし、出題する問題の構成は表の「出題数」の欄に示すとおりとする。
- ③ 試験時間 : 120 分とし、終了した者については試験開始 60 分後から退席可能とする。

### (試験当日の要領)

試験実施当日の要領は次のとおりとする。

- ① 解答は問題用紙上に記入し、解答された問題用紙を受験者全員から回収する。また、受験者に問題の持ち帰りを認めないこととする。
- ② 受験者には、受験に当たって参考書 2 冊までの持込を認めることとする。
- ③ 受験者は必要な電卓・筆記具等を持参することとする。

### LCA 試験問題作成基準

No.	科目	出題の内容	出題数
1	LCA の概要と意義(記述式)	1) LCA の基本概念に係わる事項 ・ 概念、用途/有効性、限界/注意点 2) ISO14040 規格シリーズに係わる事項 ・ 主要用語、規格の構成	2 問
2	LCA の手法(記述式)	1) 「LCA 調査の目的と範囲の設定」に係わる事項 2) 「LCI 分析」に係わる事項 3) 「LCIA」に係わる事項 4) 「ライフサイクル解釈」に係わる事項 5) 「クリティカルレビュー」に係わる事項	6 問
3	LCA の応用(記述式)	1) 環境ラベルへの応用に係わる事項	2 問
4	計算問題	1) LCI 計算 : ・アロケーション重点の計算問題 (重量基準/価額基準など) ・データ加工計算問題 2) LCIA 計算 : 特性化係数計算問題	2 問
	合計		12 問

## 付属書 C: 研修について

### (研修の概要)

研修は、CFP プログラムの制度の詳細、CFP システム認証、CFP 算定および宣言に関わる要求事項の詳細、検証の方法および手続、システム認証の方法および手続並びに要員が遵守すべき事項に関する知識と実行能力を要員候補者に指導・教授することを目的として行うものとする。

研修の形態、1 研修当たりの受講者の定員、研修時間、研修の時間割および講師の数は、以下のとおりとする。

- ① 研修形態 : 座学と演習の組合せとする。
- ② 受講者の定員 : 1 研修当たり 3 名以上 18 名以下とする。

### (研修結果の評価)

- 研修の受講者は、次の条件を満たした場合にのみ修了となる。
  - ① 全研修時間の 90%以上を出席すること。
  - ② 演習におけるパフォーマンスが要員として適格なものと評価されること。
- 研修の講師は、修了の判定のため所定のチェックシートを使用して、受講者 1 人 1 人の演習におけるパフォーマンスを評価するものとする。
- 協会は、検証員として適格とされた受講者には当該研修修了の旨を、不適格とされた受講者には不適格の理由および次回研修に関する情報を記した研修結果通知書を送付する。

## 付属書 D 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

### 【LCA 関連技術用語】

- ・ LCA(ライフサイクルアセスメント : Life Cycle Assessment)  
製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての環境負荷を定量的に算定する手法をいう。
  
- ・ GPP-PCR(カーボンフットプリント製品種別算定基準 : Carbon footprint of Products -Product Category Rule)  
製品の種別ごとの共通の GPP 算定基準をいう。
  
- ・ 1 次データ  
GPP の算定を行う申請組織が、自らの責任で収集するデータをいう。
  
- ・ 2 次データ  
1 次データが収集困難な場合に利用される、共通データや文献データ、LCA の実施例から引用するデータのみによって収集されるものをいう。
  
- ・ 製品  
商品又はサービスのことをいう。

### 【GPP プログラム関連用語】

- ・ GPP プログラム  
製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を、地球温暖化に与える影響の程度により CO<sub>2</sub> 相当量に換算して、当該製品に簡易な方法で分かりやすく表示する仕組みをいう。
  
- ・ GPP 算定  
GPP-PCR に基づいてデータを収集し、収集した活動量データに、排出原単位を乗じ、これらを合算することをいう。
  
- ・ GPP 検証  
GPP 算定とは独立した立場で、算定された GPP の GPP-PCR との適合性を確認するとともに、その算定に用いたデータの根拠を確認する。また、表示に関する、GPP-PCR の要求事項や GPP プログラムに関わる規程との適合性を確認することをいう。
  
- ・ GPP 宣言

CFP 算定結果に基づいて開示される、CFP マーク、数値表示、追加情報および CFP ウェブサイト掲載の登録情報をいう。

- ・ CFP 公開

検証された CFP の算定結果及び CFP 宣言の表示内容について、CFP プログラムの運営者や被認証組織が運営するウェブサイトで情報を開示すること、または製品等に表示することをいう。

- ・ 個品別検証方式

個品毎の申請書に対して第三者から検証を受ける方式のことをいう。

- ・ システム認証方式

組織が「CFP システム認証に関する要求事項」に沿って内部に CFP の算定・検証・公開に関するシステムを構築し、そのシステムについて第三者から認証を受ける方式のことをいう。

- ・ システム認証審査

申請組織に対し、CFP システム認証に関する要求事項に適合しているかどうかを審査することをいう。

- ・ 認証

システム認証審査の結果、CFP システム認証に関する要求事項に適合している場合に、申請組織が構築した CFP システムの有効性を認めることをいう。

#### 【マネジメントシステム関連用語】

- ・ CFP マニュアル

CFP システム認証に関する要求事項に基づいて構築するシステムについて、概要や手順を記述した文書をいう。

- ・ 力量<ISO9000>

知識と技能を適用するための実証された能力をいう。

- ・ 是正処置<ISO9000>

検出された不適合又はその他の検出された望ましくない状況の原因を除去するための処置をいう。

- ・ 不適合<ISO14001>

要求事項を満たしていないことをいう。

- ・ 申請組織

CFP 算定・検証・公開システムの認証を得るための CFP システム認証審査を申請した組織

- ・被認証組織<JIS Q 17021 : 2008>

CFP システムが認証された組織

- ・異議申立て

申請者又は被認証組織からの要請であって、その希望する認証の地位に関し認証機関が下した否定的な決定について再考を求めること。

- ・苦情

製品又は苦情対応プロセスに関して、申請者又は被認証組織に対する不満足の実現で、その対応又は解決が、明示的又は暗示的に期待されているもの。